公益法人移行に伴う役員の任期について

1. 移行後の役員には誰が就任するのか

民法法人(現状は特例民法法人)の役員(理事・監事)が一般法人法上の役員とみなされていることから、今回選出される役員(理事、監事)が、移行後の役員として自動的に継続して務めることとなる。: 整備法 48 条1項

2. 旧法と新法をまたぐ役員の選出

平成 21·22 年度役員(理事、監事)の任期満了に伴い、現行寄付行為(含む連盟役員選出規程ならびに理事会決議)に基づき、平成 23·24 年度の役員の選出選挙を実施する必要がある。

その一方、JSAF では公益財団法人への移行に向けて、下記のスケジュールを想定して申請準備を進めている。

平成 23 年 11 月 公益財団法人移行への申請書提出

平成24年1月~2月 内閣府公益認定等委員会にて審査

3月 公益法人移行許可

4月1日 益法人移行登記

現行の「寄付行為」における役員任期は 2 年となっているため、公益法人移行が予定とおり申請が進み、登記が無事完了した場合には、今回選出される役員は、旧法から新法への移行をまたぐことになるため、任期が通常と異なる取扱となる。

2. 移行後の役員任期

寄付行為の任期を定款変更により理事 2 年、監事 4 年とした場合は、下記のとおり、移行後の任期満了期間が、それぞれ変更される。

- •理事 平成 23 年 3 月~平成 24 年 6 月:1 年 3 ヶ月
- ・ 監事 平成23年3月~平成26年6月:3年3ヶ月 ←定款変更で担保(内閣府確認済)

